

地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金 交付要綱

制 定 令和元年9月13日付け農第883号
改 正 令和2年4月1日付け農第1988号
改 正 令和2年8月19日付け農第575号
改 正 令和3年5月20日付け農第140号
改 正 令和4年9月8日付け農第 594 号
改 正 令和5年6月15日付け農第240号
改 正 令和7年4月21日付け農第34号

(趣旨)

第1条 既存産地の再生や新規産地を形成していく上で、自らが有する出荷体制や販路、技術等を、地域の農業者や農業法人に波及あるいは共有し、地域の中核となって産地化を図ることが可能な“地域をけん引する経営体”の参入を進め、この経営体を核として地域の農業者や農業法人を巻き込んだ産地づくりを推進するため、受入地域と候補経営体のマッチングや参入検討の促進、地域けん引経営体の「地域連携・産地づくり計画」策定要領（令和元年9月13日付け農第882号）で定める計画（以下、地域連携・産地づくり計画という。）の達成を支援する。そのために必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業実施主体等)

第2条 事業費補助金の事業実施主体、補助対象経費、補助率等は交付要綱別表に定めるところによる。ただし、交付要綱別表に定める事業区分を超えた経費の流用は認めない。

2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 市町村長が、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請する場合には、様式第1号に、別表の事業区分ごとに定めた申請書を添えて知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たっては、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額（消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じ

て得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明確でない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定内容等の変更等の申請)

第4条 市町村長が、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、様式第2号に別表の事業区分ごとに定めた変更承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、交付要綱別表に定める重要な変更以外の変更については別途指示を受けることとする。

2 市町村長が、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、様式第3号を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第5条 市町村長が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第4号を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第6条 市町村長は、補助金の事業が完了したときは、完了した日から10日以内に様式第5号を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 市町村長は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式第6号を知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の実績報告書を、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日まで知事に提出する。ただし、補助金の全額が概算払により交付された場合には、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月末日までとする。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした場合で、第1項の実績報告書を提出する前に、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3条第2項ただし書により交付の申請をした場合で、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(帳簿等の保存)

第8条 市町村長及び事業実施主体は、補助事業を実施するに当たっては、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第9条 知事は、第3条の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

(書類等の提出)

第10条 市町村長が、この要綱の規定により知事に提出する書類は、所管の隠岐支庁又は農林水産振興センターを経由して農業経営課へ提出する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付及び補助金交付の対象となる事業の実施に関して必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。

交付要綱 別表 1

事業区分	事業種目 (補助対象経費)	事業実施主体	補助率	助成対象者等	補助上限額等	重要な変更	
						事業内容の変更	経費配分の変更
法人設立支援事業 (別記 1)	(1) 農業経営を法人化する取り組みに対し補助するために必要となる経費	市町村 地域農業再生協議会 地域担い手育成総合支援協議会	定額	県内で新たに農畜産物の生産を行う法人であって「地域連携・産地づくり計画」策定要領(令和元年 9 月 13 日付け農第 8 8 2 号)で定める計画を策定し、認定を受けた地域けん引経営体	250 千円	(1) 補助事業の実施主体の変更 (2) 補助事業の中止または廃止 (3) 補助事業の施工箇所の変更 (4) 事業内容の主要な部分に関する変更 (5) その他知事が必要と認める場合	同一事業実施主体に係る補助金の増額又は 20%を超える減額
雇用人材確保支援事業 (別記 2)	(1) 地域けん引経営体が雇用就農者に対して実施する実践研修に必要な経費		定額		600 千円/年 (雇用就農者が農業法人を設立して独立する強い意欲を有する場合 1,200 千円/年) (最長 2 年) ※ただし、助成対象となる雇用就農者は各メニューにつき 1 経営体あたり年間 2 名まで		
事務所賃貸費支援事業 (別記 3)	(1) 家賃		1/2 以内		600 千円/年 (最長 2 年)		

事業区分	事業種目 (補助対象経費)	事業実施主体	補助率	助成対象者等	補助上限額等	重要な変更	
						事業内容の変更	経費配分の変更
経営開始活動支援事業 (別記4)	(1) 試作研究 (2) 分析診断 (3) 事例調査 (4) 販路開拓	市町村 地域農業再生協議会 地域担い手育成総合支援協議会	1/2 以内	県内で新たに農畜産物の生産を行う法人であって「地域連携・産地づくり計画」策定要領(令和元年9月13日付け農第882号)で定める計画を策定し、認定を受けた地域けん引経営体	1事業当たり1,000千円以下(1事業当たり100千円以上)(最長2年)	(1) 補助事業の実施主体の変更 (2) 補助事業の中止または廃止 (3) 補助事業の施工箇所の変更 (4) 事業内容の主要な部分に関する変更 (5) その他知事が必要と認める場合	同一事業実施主体に係る補助金の増額又は20%を超える減額

交付要綱 別表 2

事業区分	事業種目 (補助対象経費)	事業実施主体	補助率	助成対象者等	補助上限額等	重要な変更	
						事業内容の変更	経費配分の変更
マッチング支援事業 (別記 5)	(1) 参入提案や協議を行うために参入候補経営体を訪問する際の普通旅費(ただし、市町村や島根県農業協同組合等の職員旅費は対象としない)	市町村 地域農業再生協議会 地域担い手育成総合支援協議会	1/2 以内	地域けん引経営体候補の受入れを検討又は希望する地域の以下の団体等 (1) 農業法人(株式会社、合同会社、有限会社、農事組合法人、一般社団法人等) (2) 農業に関する任意団体(集落営農組織、生産部会、協議会、生産組合、中山間地域直接支払交付金の協定組織、多面的機能支払交付金の活動組織等) (3) その他知事が認める団体等 ※代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法等を明確にした運営等に係る規約が定められていること	50 千円/人/回 ※ただし、1 団体あたり 5 人まで、年間 1 団体あたり 2 回まで(連続した年度で事業活用する場合は最長 2 年)	(1) 補助事業の実施主体の変更 (2) 補助事業の中止または廃止 (3) 補助事業の施工箇所の変更 (4) 事業内容の主要な部分に関する変更 (5) その他知事が必要と認める場合	同一事業実施主体に係る補助金の増額又は 20%を超える減額

事業区分	事業種目 (補助対象経費)	事業実施主体	補助率	助成対象者等	補助上限額等	重要な変更	
						事業内容の変更	経費配分の変更
連携した参入検討促進 支援事業（別記6）	(1) 試作活動 ※参入候補経営体の栽培 予定品目の試作に係る 経費	市町村 地域農業再生協議会 地域担い手育成総合 支援協議会	1/2 以内	地域けん引経営体候補 の受入れを検討又は希 望する地域の以下の者 (1) 認定農業者 (2) 認定新規就農者 (3) 農業法人（株式会 社、合同会社、有限 会社、農事組合法人、 一般社団法人等） (4) 農業に関する任意 団体（集落営農組織、 生産部会、協議会、生 産組合等） (5) その他知事が認め る者・団体等 ※代表者及び意思決定 の方法、事務・会計の 責任者及び処理の方法 等を明確にした運営等 に係る規約が定められ ていること ※試作面積は、施設園芸 は概ね 2a 以上、露地園 芸・土地利用型は概ね 10a 以上とする	500 千円/年 (連続した年度で事業 活用する場合は最長 2 年)	(1) 補助事業の実施 主体の変更 (2) 補助事業の中止 または廃止 (3) 補助事業の施工 箇所の変更 (4) 事業内容の主要 な部分に関する変更 (5) その他知事が必 要と認める場合	同一事業実施主体に 係る補助金の増額又は 20%を超える減額